

令和六年度入学試験問題

国語

(国語総合(近代以降の文章)・現代文B)

(三問)

令和六年二月二十五日

自 十二時三十分

至 十四時三十分

答案作成上の注意

- 一 この問題冊子には、国語総合(近代以降の文章)及び現代文Bの問題があります。総ページは十九ページです。ただし、第七ページ、第十五ページは下書き用です。
- 二 解答用紙は一枚(表裏の二ページ)です。解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
- 三 受験番号は、解答用紙の所定の箇所に、必ず記入しなさい。
- 四 配付した解答用紙は、持ち出してはいけません。
- 五 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。
- 六 この問題冊子の裏表紙には、試験時間中に机の上に置いてよいものを記載しています。

第一問 次の文章を読んで、後の問いに答えよ。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

(信原幸弘「のぶはろゆきひろ覚える」とわかる」 知の仕組みとその可能性』による)

問一 二重傍線部 a ~ e のカタカナを漢字で書け。

問二 傍線部①に「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。筆者はどのようなことを否定しているのか。簡潔に説明せよ。

問三 傍線部②「著作権保護の観点から、公表していません。」とはどのような問題か。条件を明確にして説明せよ。

問四 傍線部③に「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。

- 1 「点から公表し」とはどのような前提か。その前提が書かれている一文の最初と最後の五字を答えよ(句読点を含む)。
- 2 「著作権保護の観点から、公表していません。」とはどういうことか。理由とともに、説明せよ。

問五 傍線部④に「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。モリヌークス問題に

対して「イエス」と答える可能性があるのはなぜか。説明せよ。

問六 傍線部⑤に「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。どのような「変容」が起こるのか。変容の順序

に沿って説明せよ。

問七 ⑥ に当てはまる最も適切な語を、本文の前半部分から五字以内で抜き出して答えよ。

問八 傍線部⑦に「

「とある。」

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

「は、どのようにして得られるのか。交響曲の指揮者の例に沿って、「刺激」という語を

用いて説明せよ。

第二問

次の文章は高井有たかい ゆういち一『少年たちの戦場』の一節である。昭和二十年の一月に、樺村月舟寺けやきむらげつしゅうじに鷹杜学園初等部たかもりの子どもたちが疎開してきた。引率教員の五代と当時小学校五年生の氷川らは、慣れない疎開先で東京の空襲の報を聞き、戦局の悪化による不安な気持ちを抱えていた。以下は昭和二十年七月のいよいよ日本の敗色が濃厚となってきた時期の出来事を描いた場面である。この文章を読んで後の問いに答えよ。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

注 防空群長……戦時中に行われた防空上の自助組織である家庭防空群の長。行政機関などへの連絡役などを担っていた。
産業戦士……戦時中、戦意発揚と労働力の動員のため労働者を兵士と同格のものとして扱うために使われた呼称。
特配……戦時中に特別に行われた食料の配給。

問一 傍線部①「著作権保護の観点から、公表していません」についての村長と五代の考え方をそれぞれ説明せよ。

問二 傍線部②に「著作権保護の観点から、公表していません」とある。この草村の発言は、動員のどのような側面を表したもののか。説明せよ。

問三 二重傍線部Aに「著作権保護の観点から、公表していません。」、二重傍線部Bに「著作権保護の観点から、公表していません」とある。ここには動員に対する草村の考え方の変化がうかがわれる。その変化が生じた理由を説明せよ。

問四 傍線部③に「著作権保護の観点から、公表していません」とある。ここで少年たちは何に「著作権保護の観点から、公表していません」と考えられるか。説明せよ。

問五 傍線部④に「

著作権保護の観点から、公表していません。

「とあるが、なぜ」著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。」を抱いたか。説明せよ。

問六 傍線部⑤に「著作権保護の観点から、公表していません。」は少年たちのどのような面を象徴しているか。一連の「トマト」についての描写

をふまえて説明せよ。

第三問 次の文章は、小説家による随筆である。これを読んで、後の問いに答えよ。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

(野呂邦暢「川沿いの町で」による)

問一 傍線部①に「

著作権保護の観点から、公表していません。」とある。

1 「著作権保護の観点から、公表していません。」の具体例を文章中から三つ抜き出して書け。

2 「著作権保護の観点から、公表していません。」を「著作権保護の観点から、公表していません。」としている筆者の心情が端的に表れている部分を、文章中から十五字以内で抜き出して書け(句読点を含む)。

問二 傍線部②に「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。筆者はなぜそのように思うのか。説明せよ。

問三 傍線部③「著作権保護の観点から、公表していません。」とはどういうことか。文章中での対比をふまえながら説明せよ。

問四 傍線部④に「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。筆者は八百屋のどのような様子を「著作権保護の観点から、公表していません。」と言っ

ているのか。八百屋の朝や昼の様子と比べながら説明せよ。

問五 傍線部⑤に「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。

る。筆者が「著作権保護の観点から、公表していません。」を感じている例を、石垣に関する記述部分から十字以内で抜き出して書け(句読点を含む)。

問六 二重傍線部A及びBに「著作権保護の観点から、公表していません。」とある。AとBを通して筆者はなぜ「著作権保護の観点から、公表していません。」と感じたのか。六十字以内で説明せよ(句読点を含む)。

試験時間中に机の上に置いてよいもの

- 本学受験票
- 大学入学共通テスト受験票
- 配付した問題冊子等
- 黒鉛筆（和歌、格言等が印刷されているものは不可）
- 鉛筆キャップ
- シャープペンシル
- 消しゴム
- 鉛筆削り（電動式、大型のもの、ナイフ類は不可）
- 時計（辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しにくいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー、大型のものは不可）
- 眼鏡
- ハンカチ
- 目薬
- ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）